

## 太陽光発電施設等 建築物 | 工作物

### 風景づくりの基準

太陽光発電設備又は施設は、届出対象行為のうち、建築物に係る行為又は工作物の太陽光発電施設に該当することから、地域区分毎の基準に沿って風景づくりに配慮すること。特に行為の種類のうち配置や意匠・形態、緑化について考慮し、周辺の風景に調和するように努めること。

### 解説

環境問題や再生可能エネルギーの利用などの観点から太陽光発電設備・施設の設置が増えてきていますが、設置にあたっては周囲の自然などとの調和を考える必要があります。

屋根又は屋上への設置にあたっては、パネルは、反射が少なく色彩を黒又は低彩度・低明度の目立たないものとします。またパネルの枠及び架台の色は、黒・濃い灰色とするよう努めます。外壁への設置にあたっては、その他の外壁の色彩と調和するものとします。

地上への設置にあたっては、施設の電柱・鉄塔、付帯設備などは、出来るだけ目立たない位置に配置します。敷地の周りは、出来る限りパネルやその骨組などが直接見えないように緑化や周囲と調和する塀などを設けます。

モジュール面積（新設又は増設後の一団の面積）が300㎡以上の太陽光発電施設等を設置する場合、その計画の概要が明らかになった時点で地域住民等（地域住民（設置が計画される区域周辺の土地及び家屋の所有者）並びに区長（地域住民が属する行政連絡区の代表者））に対して計画の説明・協議を十分に行い、協調に努めます。

#### ●周囲に配慮する太陽光発電所



田園風景に対して規模の大きさが目立つ



工業地域に設置された発電所



パネルの裏側や設備がむき出しに見える



周囲の緑化により風景に配慮する